

# 愛知県地方税滞納整理機構について

(2014年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名	滞納整理機構に税の徴収事務を移管しなで下さい。参加していない市町村は今後も参加しないで下さい。	広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差押えしないこと。地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予②換価の猶予③滞納処分の停止の適用ははじめ、分納・減免で対応して下さい。
0 愛知県	個人住民税の収入未済額が依然として多額、市町村から存続を希望する意見が強いことから、存続。参加は市町村の判断	預金口座に入金された差押禁止財産の差押えについては、従来から慎重に取り扱っており、預金債権であるからただちに差押えすることなく個々の事例により判断
1 名古屋市	未収金の増加が見込まれる再建のうち高額困難案件の回収については、債権回収室において短期集中的におこなっている。国保料については、26年4月よりすべて区役所でおこなっている	法令に定められた差押禁止財産については、差押えを行っていない。法令の納税猶予制度や分割納付については、生活状況や資産の状況、納期限内に納付することができない理由などを聞き、納付資力を的確に把握した上で適用している。
2 豊橋市	再三の催告にも応じない方を対象としている	差押予告を経て行う。預金の差押えの際には、入金の内容が、各法令による個々の差押え禁止項目でないことを確認の上実施。生活実態に合わせた分納にもう応じ、適正に納税緩和措置などの対処をしている。
3 岡崎市	参加せず。参加する予定なし	最新の判例などを把握するようにしている。実情に合い、かつ早期完納となるように相談している
4 一宮市	滞納整理は当市の徴税吏員がおこなっている	差押禁止財産は、差押えを行っていない
5 瀬戸市	地方税の滞納額の縮減をはかるもので、参加意義は大きい	地方税法第15条適用は、的確に実施・運用
6 半田市	高額・困難な滞納案件の解消は必須の課題と認識	面談や財産調査などにより個々の生活状況等の実情、担税力の把握を前提とし、分割納付にも応じている
7 春日井市	参加せず。参加する予定なし	禁止財産の差押えはおこなっていない。納付資力を適切に判断をし、納税猶予や換価猶予、滞納処分の停止をおこなっている
8 豊川市	徴収技術の往生、住民の実態把握の観点からも有効	滞納原因や生活実態を十分に把握したうえで対応
9 津島市	納付催告に応じない、分納をまもれない方などを移管している	法令を遵守。分割納付に応じ、納税折衝の中で、必要な手続きを案内していく
10 碧南市	滞納額の縮減に有効	法に反することのないように留意。滞納額及び財産状況に応じた納税相談に応じている
11 刈谷市	滞納技術の維持向上を図っている。高額で困難な案件は移管	差押禁止財産の差押は行っていない。十分に状況を聞き取りを行いながら滞納整理を進めている
12 豊田市	※文書回答なし	
13 安城市	担税力があるにもかかわらず納付に応じない滞納者には厳格な滞納処分を実施	住民の実情を良くつかみながら納税相談をおこない、関係法令に基づき滞納整理。地方税法第15条についても納税相談、財産調査等により適用判断をおこなっている
14 西尾市	担税力がありながら、長年に和足督促、催告に応じない方、納付約束不履行などの方は移管	法律に則り、適切に処理。住民の実情を把握し、個々の事案にそった滞納整理事務に努める
15 蒲郡市	滞納者の実情を把握し、支払能力を判断し対応。生活が困窮しているときは移管していない	②③同回答
16 犬山市	税収確保、徴収技術の向上の面でも有効	法を遵守し、差押禁止財産の差押えは行わない。生活状況・実情把握に努め適正に対応

市町村名		滞納整理機構に税の徴収事務を移管しなで下さい。参加していない市町村は今後も参加しないで下さい。	広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差押えないこと。地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予②換価の猶予③滞納処分の停止の適用ははじめ、分納・減免で対応して下さい。
17	常滑市	目標より大きな効果をあげている	差押禁止財産については差押はしない
18	江南市	市税の滞納整理の推進、徴収技術の向上を図る目的で参加	差押禁止財産を除いて適正に処分。納税相談で実情をよく把握し、納税の猶予についても適用している
19	小牧市	高額案件等への直接徴収効果及び滞納を許さない機運の醸成と地域の納税秩序の確立を図る効果がある	法令を遵守し実施。納税相談の中で、生活実態把握に努め、適切な事務処理をしている
20	稲沢市	滞納を放置することは、納税に対する不公平感を増大させ、税務行政への不信感を招くので参加	差押禁止財産の差押えは、行えないと理解。滞納者の実情を良く聞いた上で、分割納付や減免の対応に取り組んでいる。
21	新城市	納税意識が感じられない悪質な滞納者を対象としている	「税を取る」のではなく「税を納めていただく」気持ちで、滞納者の実情の把握に努め、分納や減免、猶予などの対応を行う
22	東海市	高額滞納案件や納税資力があるにもかかわらず、納税しない方を対象としている	預貯金等の差押を行う場合は、法に規定された差押禁止額相当分を控除した額を差押える等の配慮をしている。生活保護受給などの理由による生活困窮者には、執行停止などの対応をしている
23	大府市	担税力等があるにもかかわらず、納税意識が薄いなど、他の善良な納税者との不公平・不平等の是正を行うもの	地方税法などにに基づき適正に処理をしている。
24	知多市	滞納額の縮減、徴収技術の向上を図るために参加	差押禁止財産の差押はしない。実態調査につとめ、納税相談、分納、減免に応じる
25	知立市	派遣より戻ってきた職員に徴収技術の向上が認められ参加の意義が大きい	差押禁止財産の差押はしない。納税者の状況に応じて執行停止、分納・減免相談に応じている
26	尾張旭市	徴収技術の向上を図ることを期待	差押禁止財産を差し押えることのないようによく確認しておこなっている。地方税法第15条の適用については、的確に実施している
27	高浜市	今後とも県と近隣市とで連携して適正に徴収業務を遂行	各法の精神に則った遂行をする。窓口で事情を把握できるよう相談にのり、分納など公平性を損なうことのないように適切に対応
28	岩倉市	滞納整理推進に効果をあげていることから引き続き参加	差押禁止財産は差押していない。自主納付により完納に至るよう相談に応じている。
29	豊明市	26年度以降は参加しない方針	納税折衝を通じて十分に事情を把握したうえで、その事案に応じ、分納・減免の対応など、きめ細やかな納税相談をおこなっている
30	日進市	高額な案件から、資力があるが納税交渉に応じない、誓約を履行しない方を対象に移管	差押に関しては、実情も勘案した上で法令に則り実施の判断。猶予や滞納処分の停止なども聞き取りや、調査をもとに実情を踏まえて判断している
31	田原市	増え続ける滞納税の縮減対策、納税者間の公平性を保つ上で必要不可欠	滞納者と相談を実施し、状況を把握し十分検討した上で実施。悪質な滞納者に対しては、税の公平、公正を保つためにも毅然とした態度で臨む

市町村名	滞納整理機構に税の徴収事務を移管しなで下さい。参加していない市町村は今後も参加しないで下さい。	広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差押えないこと。地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予②換価の猶予③滞納処分の停止の適用ははじめ、分納・減免で対応して下さい。
32 愛西市	市税の収入未済額を短期的にかつ集中的に整理、徴収技術の向上に資するために派遣	給与等の差押えについては規定により禁止されている部分(生活費相当分)を除いて執行。預金等は、支払能力を見極め、生活を窮迫させるおそれがないように、慎重に執行する
33 清須市	27年度以降の参加については、徴収実績など見極めて決定	滞納者の状況を十分調査し、差押禁止財産は差押しない。納税相談により、軽減、減免にも配慮
34 北名古屋市	徴収技術の向上を目的に参加	預金債権であっても、残高を十分宏量したうえ処分を行っている。相談では、納税者有利を年頭に置き対応。緩和措置も、滞納者の状況を的確に把握し適用
35 弥富市	※回答なし	
36 みよし市	※文章回答なし	
37 あま市	機構職員による滞納整理の効果が顕著に現れている	高裁の判決文を職員すべてが十分理解し、滞納処分の際には適正に執行。納税相談は、生活実態などを聞いた上で、自主納付に向け指導。
38 長久手市	27年度以降も参加予定	実情、財産をよく調査した上で、関係法令などに基づき対応
39 東郷町	徴収技術の向上と、町税の確保のため参加。納税相談に応じなかった物、小額分納を続け完納できない者などが引き続き対象	地方税法第15条の徴収猶予制度は、決して長期の小額分割納付を容認するものではなく、滞納金額が50万円を超える場合、担保の提や保証人を立てることが条件となるので制度を理解した上で、申請していただくよう働きかけをおこなっている
40 豊山町	協働して滞納整理を推進することにより滞納額の縮減を図るものであり、参加する意義は非常に大きい	機構、町どもに地方税法第15条の適用については、的確に実施している
41 大口町	参加していない。今後は状況や必要性を判断する中で検討	滞納処分の執行に至るまでに十分な折衝を実施し、住民自らが納税する意思を再確認できるよう努めている。知執行停止などを含めて、個々の状況に応じた滞納整理を実施。
42 扶桑町	徴収に関する知識や技術の向上を図る上で、意義は大きい	差押禁止財産は差押えはしていない。滞納者と面談をして可能な限り生活状況の把握に努めており、滞納処分の停止や減免等についても適正に行っている
43 大治町	引き続き参加	法律で差押が禁止されている財産については差押をしていない。生活実態や収入状況などの聞き取りを行い、税負担の公平性を確保するためにも、早期完納を目指して相談に応じ、分納などで対応している
44 蟹江町	納税の意思のない悪質滞納者については今後も移管	納税相談等の機会を設けている
45 飛島村	納税折衝技術の向上をねらいとしている	滞納者の担保能力を考慮し、地方税法第15条の適用をはじめ、分納・減免などの対応をおこなっている
46 阿久比町	税の公平性を保持するために参加している	差押に当たっては、国税徴収法に準じて執行している。
47 東浦町	納税者との折衝が難しくなる中、専門的な知識、技術は必要。県と市町村が共同しながら整理する必要がある	法税に基づき、差押禁止財産については差押えせず、適正な差押えを執行している。納税相談は、現状を良く聞き、十分な財産調査等を行った上で、地方税法第15条を適用している

	市町村名	滞納整理機構に税の徴収事務を移管しなで下さい。参加していない市町村は今後も参加しないで下さい。	広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差押えないこと。地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予②換価の猶予③滞納処分の停止の適用ははじめ、分納・減免で対応して下さい。
48	南知多町	機能的・効率的に滞納整理を進めるために実施	税滞納者への対応は、法に基づき適切に対応している
49	美浜町	徴収技術向上を図ることを目的として実施。	差押禁止財産については、関係法令を遵守していく。滞納者の実情を十分把握し、状況に即した対応をしていく
50	武豊町	税負担の公平性を保つためには、収納率向上が必須であり、機構に参加することにより効果があると判断し参加している	徴収にあたっては、滞納者と面談し、出来る限り生活状況の把握に努めることが大切であると考え、事情に応じ得て、分割納付に応じ、納税緩和措置も法の規定に従って、公平かつ適正に行なう
51	幸田町	税負担の公平性・収納率の向上を図るための選択肢の一つ、参加への検討はしていく	法令により差押禁止されている財産は差押え内。住民と相談などを通して個々の生活実態を把握し対応。知王税法第15条の規定にも対応。
52	設楽町	23年から参加	実情をつかんだうえでの滞納解消に努力しており、納税に対する平等性確保に努めている。又、相談にのり分納制約について積極的に取り組んでいる
53	東栄町	納期限までに納付いただけず長期間、多額の滞納の場合は移管	定期的に担当者会議を開催し、適切な徴収実務を図る努力をしており、納税への理解を促し、実情の応じて分納制度を取り入れるなど徴収の工夫をしている
54	豊根村	徴収が困難と認められる案件を原則として移管	差押禁止財産の差押が違法であることは認識しており、個別の納税相談などを行っている